西予市次世代森林整備対策事業(森林整備事業)実施要領

令和５年６月29日

西予市告示第124号

(目的)

第１条　この告示は、西予市次世代森林整備対策事業費補助金交付要綱(令和４年西予市告示第75号。以下「要綱」という。)に定める、森林整備を推進することにより市内森林の適切な更新を図ることを目的とした、西予市次世代森林整備対策事業(森林整備事業)の実施に関し、必要な事項を定める。

(対象事業)

第２条　この告示において、対象となる事業は、次のとおりとする。

　(１)　再造林支援事業

　(２)　下刈支援事業

　(３)　鳥獣被害防止施設等整備事業

　(４)　未整備森林整備事業

　(５)　苗木購入補助事業

　(６)　公益的機能増進施業支援事業

(補助対象者及び補助対象事業等)

第３条　補助対象者、補助対象経費及び補助金額等は、要綱別表に定めるとおりとする。

(事業の申請)

第４条　事業主体は、補助を受けようとするときは、要綱に定める補助交付申請書に次の資料を添付して、事業完了年度に市長に提出するものとする。

(１)　西予市次世代森林整備対策事業(森林整備事業)実施計画書(様式第１号)

(２)　実施箇所を記載した図面(位置図１/5,000程度)

(３)　伐採届(伐採が必要な場合)

２　事業主体は、完成年度前に事業に着手する場合には、西予市次世代森林整備対策事業(森林整備事業)事前事業計画書(様式第２号)を事業の着手前に提出するものとする。この場合において、事業主体は、完成年度での速やかな補助交付申請書の提出を行わなければならない。

３　事業主体は、事業の完成までに事業に変更が生じた場合には、要綱に定める変更承認申請書に次の資料を添付して、市長に提出するものとする。

(１)　西予市次世代森林整備対策事業(森林整備事業)変更計画書(様式第３号)

(２)　変更箇所を記載した図面(位置図１/5,000程度)

（事業の着手）

第５条　事業主体は、交付決定通知後に本事業に着手することとする。

（実績報告書の提出)

第６条　事業主体は、事業が完了した場合は、速やかに要綱に定める実績報告書(要綱様式第４号。以下「実績報告書」という。)に別表に掲げる資料を添付して、市長に提出しなければならない。

(事業の審査)

第７条　市長は､事業主体から事業完了届及び別添の関係書類を受理した場合は、書類の審査を実施し必要に応じて現地調査等を行う。

２　市長は､前項に規定する審査等の結果､補助対象事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは､必要な措置を講じるよう補助事業者に求めることができる｡

(その他)

第８条　この告示に定めるもののほか､事業の実施について必要な事項は､市長が別に定めるものとする。

附　則

この告示は、令和５年６月30日から施行し、令和５年度事業から適用する。

別表(第６条関係)

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 | 実績報告書添付資料 |
| １　再造林支援事業 | ・事業実施前後の写真  ・施業図(施業箇所の面積を確認できるもの) |
| ２　下刈支援事業 |
| ３　鳥獣被害防止施設等整備事業 | ・事業実施後の写真  ・領収証の写し |
| ４　未整備森林整備事業 | ・事業実施前後の写真  ・施業図(施業箇所の面積を確認できるもの) |
| ５　苗木購入補助事業 | ・事業実施後の写真  ・領収証の写し |
| ６　公益的機能増進施業支援事業 | ・事業実施前後の写真  ・施業図(施業箇所の面積を確認できるもの) |

様式第１号(第４条関係)

西予市次世代森林整備対策事業（森林整備事業）実施計画書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

令和　　年度西予市次世代森林整備対策事業（森林整備事業）を下記のとおり実施したいので、要領第５条の規定により、実施計画書を提出します。

記

１　事業内容

２　施業箇所

３　施業予定面積

４　事業実施時期　　　　令和　　年　　月　　日　～

　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

様式第２号(第４条関係)

　　年　　月　　日

西予市長　　　　　　　　　　様

住所

氏名

連絡先

西予市次世代森林整備対策事業（森林整備事業）事前事業計画書

西予市次世代森林整備対策事業（森林整備事業）について、事業完了が後年度となるため、別記条件を了承のうえ下記のとおり提出します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 施業箇所 |  |
| 事業内容 |  |
| 森林所有者 |  |
| 施業者 |  |
| 伐採届等提出の有無 |  |
| 施業着手年月日 |  |
| 施業完了予定年月日 |  |

別記条件

事前事業計画書の受付は、完成年度に補助金の交付を確約するものではないため、補助金交付を受けられない場合も異議がないこと。

様式第３号(第４条関係)

西予市次世代森林整備対策事業（森林整備事業）変更計画書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

令和　　年度西予市次世代森林整備対策事業（森林整備事業）を下記のとおり変更したいので、要領第５条の規定により、変更計画書を提出します。

記

１　事業変更内容

２　施業変更箇所

３　施業変更予定面積

４　事業変更時期　　　　令和　　年　　月　　日　～

　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日